

平成 22 年 10 月 27 日  
独立行政法人国民生活センター

## 「高齢者被害特別相談（高齢者 110 番）」実施結果

高齢者の消費者被害を未然に防ぎ、被害拡大を防止するため、9 月 16 日～17 日にかけて、9 都  
県市<sup>(注1)</sup>・3 団体<sup>(注2)</sup>共同して「高齢者被害特別相談（高齢者 110 番）」を実施した。国民生活セ  
ンターには、89 件の相談が寄せられた。以下、実施結果を報告する。

### 1. 国民生活センターにおける実施概要

期日・平成 22 年 9 月 16 日（木）～17 日（金）  
時間・10:00～16:00  
場所・国民生活センター相談部（特設電話回線を設置した）

### 2. 集計結果

国民生活センター及び 9 都県市・3 団体で受付けた高齢者（60 歳代以上）被害に関する相談  
は 453 件（平成 22 年 10 月 12 日集計時）であった。そのうち、国民生活センターには、89 件  
の相談が寄せられた<sup>(注3)</sup>。以下は国民生活センターに寄せられた相談を分析したものである。  
（※以下の項目について、不明・無回答は除く）

#### （1）契約当事者の属性

契約当事者等の性別は、男性が 46 件（51.7%）、女性が 42 件（47.2%）であった。（図 1）

契約当事者等の年代別の件数は、70 歳代からの相談が 49 件（55.1%）と最も多く、次いで 60  
歳代が 24 件（27.0%）、80 歳代が 15 件（16.9%）、90 歳代が 1 件（1.1%）であった。（図 2）

<sup>(注1)</sup> 東京都消費生活総合センター、埼玉県消費生活支援センター、千葉県消費者センター、かなが  
わ中央消費生活センター、さいたま市消費生活総合センター、千葉市消費生活センター、横浜  
市消費生活総合センター、川崎市消費者行政センター、相模原市消費生活センター

<sup>(注2)</sup> 社団法人全国消費生活相談員協会、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、  
財団法人日本消費者協会

<sup>(注3)</sup> 集計対象は相談者もしくは契約当事者のどちらか一方が高齢者であれば、高齢者 110 番の相談  
として受付けた。以下は 60 歳以上の相談者と契約当事者のみを集計したデータである。

図1 性別内訳

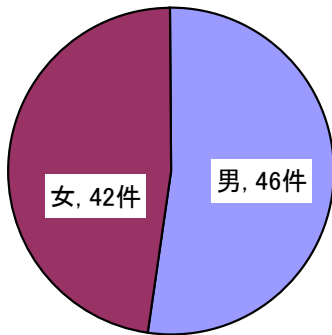
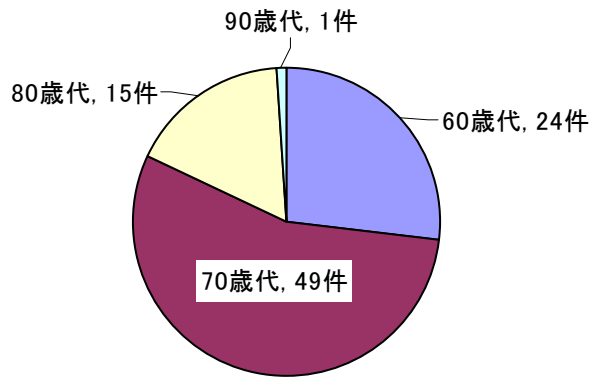


図2 年代別内訳



(2) 主な商品・サービス

預貯金・証券等に関する相談が 28 件(31.5%)であり、その中で社債に関する相談が 12 件、未公開株に関する相談が 12 件であった。またファンド型投資商品、デリバティブ取引等の金融商品に関するトラブルが多く目立った。その他、競馬情報サービスや高額な健康器具を買わされたなどの相談が見られた。(表)

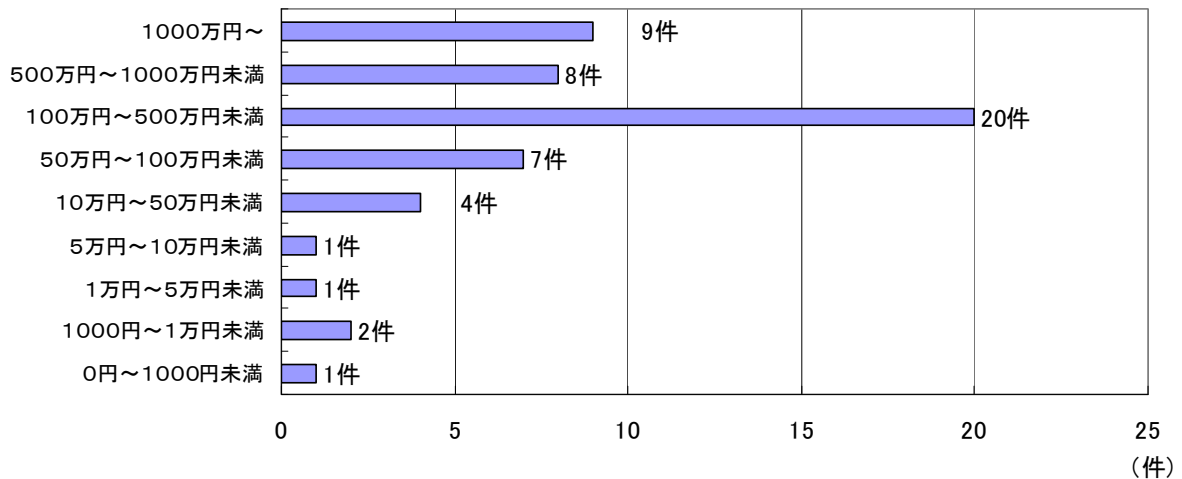
表 内容別分類別相談件数(上位 5 位まで)

順位	商品別分類	件数	割合	詳細
1	預貯金・証券等	28	31.5%	未公開株(12件)、社債(12件)、投資信託(2件)
2	相談その他	11	12.4%	家庭問題、雇用問題、相続など(9件)
3	ファンド型投資商品	4	4.5%	ファンド型投資商品(4件)
4	デリバティブ取引	3	3.4%	商品デリバティブ取引(2件)
5	他の教養・娯楽	3	3.4%	競馬情報サービス(2件)

(3) 契約購入金額

契約購入金額が 100 万円以上 500 万円未満の契約が 20 件(22.5%)と最も多かった。平均の契約購入金額は、約 643 万円と消費生活相談全体の平均契約購入金額(平成 21 年度は約 147 万円(出典:消費生活年報 2010))と比べても、非常に高額である。(図 3)

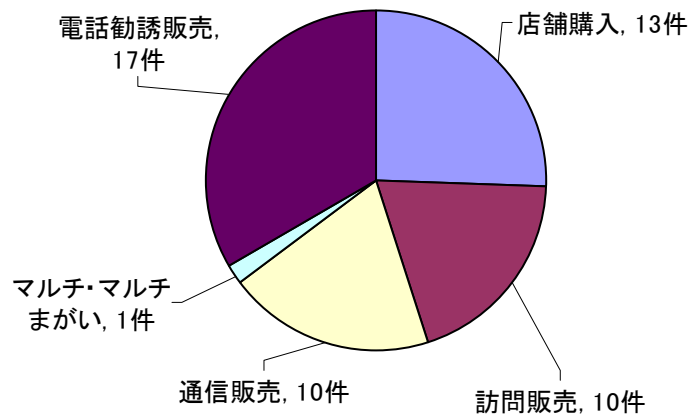
図3 契約購入金額内訳



(4) 販売形態別

販売形態別で見ると、電話勧誘販売が 17 件(19.1%)と最も多く、次いで店舗購入が 13 件(14.6%)、訪問販売と通信販売がそれぞれ 10 件(11.2%)であった。(図 4)

図4 販売形態別内訳



3. 相談の特徴

- ・2009 年度同様、社債や未公開株、ファンド型投資に関する相談が多かったが、その大半がすでに代金を支払ってしまっており、すでに業者と連絡が取れないケースであった。契約購入金額も非常に高額であり、最高金額は 5,050 万円であった。
- ・未公開株や社債の販売方法を見ると、業者からの勧誘前後に、別の業者が「〇〇社の社債(未公開株)を購入すれば、それを数倍の高値で買い取る」と消費者をあおって契約させる「劇場型」のパターンや過去に未公開株の被害にあった消費者に対して「過去の未公開株を買い取るが、代わりに別の社債(未公開株)を買う必要がある」とうたって契約させる二次被害など、最近の未公開株や社債トラブルと同様のケースが見られた。
- ・金融商品以外では競馬情報サービスやしつこい勧誘電話、土地の売買、健康器具の SF 商法、に関する相談が見られた。
- ・家庭問題等の消費生活相談とは言えない相談も多く寄せられた。

#### 4. 主な相談事例

##### 【事例1】しつこい社債の勧誘電話

高齢の父宛に社債の勧誘電話がかかってくる。1日に何度もかかってくる。家族がいない時間帯を狙ってかけてくるようだ。脅すような口調で勧誘してくることもあるという。自分たち家族が家にいるときなら代わりに断れるが、自分たちがいないときに勧誘されたときに心配だ。勧誘電話への対策方法を知りたい。

(埼玉県 70歳代 男性 無職)

##### 【事例2】過去に購入した未公開株を買い取るとかたって新たに未公開株を買わせる業者

5年程前に「上場したら儲かる」と勧められ、A社の未公開株240万円を購入したが、結局上場しなかった。最近になってB社という知らない業者から電話があり、「A社の未公開株を持っていないか。当社が発行する未公開株を購入してくれれば高値で買い取る。当社は来月上場するので、持っていれば儲かる。今月中に入金してくれれば買い取る」と言われた。以前の損失を取り戻したいという気持ちから業者を信じて、合計550万円を銀行口座に振り込んだ。

直後、B社と一切連絡が取れなくなった。どうすればいいか。

(千葉県 70歳代 男性 無職)

##### 【事例3】「イラクディナールを買えば将来値上がりして儲かる」と言われて外国通貨を購入したが、連絡が取れなくなった

「イラクの通貨、ディナールを買わないか。今年の12月に銀行で取引されるようになり、1口10万円が1年後には250万円になり、億万長者になれる」とC社から電話があった。興味を持ったので自宅に来てもらい、その場で1口10万円を現金でC社に支払って購入した。

1週間後、別のD社から電話があり、「イラクディナールを買い取りたい。1口11万円で買い取る。購入する場合は1口10万円で販売しているE社から購入してほしい」と説明された。紹介されたE社の連絡先に電話し、1口10万円を25口、合計250万円購入した。その後、買い取りを依頼しようとしたが、3社とも電話に出ず、連絡が取れない。今後、同様の被害が出ないよう情報提供したい。

(愛知県 80歳代 男性 無職)

##### 【事例4】金のCFD取引<sup>(注4)</sup>を契約し、お金を支払ったが、業者と連絡が取れなくなった

昨年「金のCFD取引を1口60万円ではないか。3割から5割の利益が出るので儲かる」という勧誘電話が続いた。そんな大金はないと言うと「まずは証拠金30万円を試してほしい」と勧められ、証拠金30万円を支払った。後日、業者から電話があり、「金の値段が急激に下がったが、あと30万円支払ってくれれば損がでないようできる」と説明され、業者を信じて支払ってしまった。その後、業者から全く連絡がないため、不審に思い、業者に電話したが現在使われていないという。騙されたのか。

(島根県 70歳代 女性 無職)

(注4) 差金決済取引 (Contract for Difference) の意味 一般に外国為替以外の様々な指標等の差金決済をCFDと呼ぶ

### 【事例5】全く当たらない競馬情報サービスを次々に購入させる業者

競馬情報サービスの広告に「500円を指定した銀行口座に振り込めば、いい情報を提供する」と書かれていたので、500円を銀行に振り込んだ。業者から提供された情報をもとに予想したが、全く当たらなかった。業者に苦情を伝えたところ、「更に費用を払えば必ず当たる情報を教える。すぐにもとは取り返せる」と言われ、損を取り戻したいという思いから、業者を信じ、合計28万円を支払った。それでも全く当たらなかった。騙されたと思う。

(京都府 70歳代 男性 無職)

### 【事例6】路上で声をかけられて店に連れて行かれ、高額な健康器具を買わされた

駅で業者に声をかけられ、配っていたサポーターをもらい、近くの仮店舗に連れて行かれた。そこで商品を無料でもらっているうちに、突然、業者に手足に布を巻いて電気で温める健康器具を勧められ、つい契約書面にサインしてしまった。

代金が22万円と高額で、今は持ち合わせがないと伝えると、車に乗せられて銀行まで連れて行かれ、預金を引き出し、22万円を支払った。その後、不審に思い、業者に返品したいと言ったら後日、返金すると言われたが、不安である。

(東京都 70歳代 女性 家事従事者)

## 5. 消費者（特に高齢者）へのアドバイス

- (1) 高齢者の契約トラブルはすでに代金を支払ってしまっているケースが多い。一度支払ってしまった代金を取り戻すことは困難であり、最悪の場合、業者と全く連絡が取れなくなってしまう。また、別業者から社債や未公開株を次々と買わされる二次被害の危険性もある。
- (2) 高齢者に特に多い未公開株や社債、ファンド型投資等の金融商品に関する相談は「将来高額の配当があるから元を取り戻せる」「お金はこちらが借りるだけで、あなたのお金は減らない。後で絶対に返す」などの巧みなセールストークで購入を勧めたり、いわゆる「劇場型」の手口で契約させようとするケースが見られる。タイミングよく買い手が現れることはないこと、業者がうまい話を見ず知らずの消費者に教えることはないことを念頭にいれ、必要のない勧誘はきっぱり断るようにする。
- (3) 販売員の説明を聞いて、すぐにお金を払ったり、契約書にサインしない。実際に契約する前にもう一度、検討したり、家族・友人等に相談する。
- (4) 高齢者の契約トラブルを未然に防ぐには周囲の人の見守りが大切である。高齢者となるべく連絡を取るようにし、少しでも疑問を持った場合は、家族等は最寄りの消費生活センターに相談してほしい。

※共同実施した各地センターの集計結果については、東京都消費生活総合センターのホームページにおいて公表が予定されている。